|  |
| --- |
| 資料４新旧対照表（案）○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則 |

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
|  |  |
| 第１条～第15条　（略） | 第１条～第15条　（略） |
| （情報提供）第16条　知事は、公共的施設が整備基準に適合していることその他知事が必要と認める事項を県民に情報提供するよう努めるものとする。 |  |
|  |  |
| 附　則　この規則は、平成29年10月１日から施行する。 |  |
| 　　別表第１（第１条の２、第４条関係）　（略） | 　　別表第１（第１条の２、第４条関係）　（略） |
| 別表第２（第２条関係）１　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | 別表第２（第２条関係）１　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 |
|  | 整備項目 | 整　　備　　基　　準 |  |  | 整備項目 | 整　　備　　基　　準 |  |
|  | １～７（略） |  |  | １～７（略） |  |
|  | ８　便所 | 1. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。

ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。オ　乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。カ　車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所については、この限りでない。【案の１】ケ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。1. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレのみで構成されているもの及び(１)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。

ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(２)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |  |  | ８　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。オ　乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。カ　車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ケ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレのみで構成されているもの及び(１)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(２)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |  |
|  | ９～14　(略)  |  |  | ９～14　(略)  |  |
|  | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 1. 道等から12の項(２)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。

ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内及び用途面積が200平方メートル未満の小規模な建築物の直接屋外に通ずる主要な出入口から案内所までの経路で、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、介助がある場合においては、この限りでない。イ　経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。(ア)　車路に近接する部分(イ)　段がある部分又は傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分(2)　次の場所（別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあっては、ア（６の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。ア　２の項に定める構造の傾斜路及び６の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分イ　２の項に定める構造の傾斜路の傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）ウ　４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ１以上の主要な出入口等（屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。）又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後エ　６の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）オ　エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所(3)　２の項に定める構造の傾斜路、５の項に定める構造の廊下等及び６の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。(4)　８の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。(5)　エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。 |  |  | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1)　道等から12の項(２)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。イ　経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。(ア)　車路に近接する部分(イ)　段がある部分又は傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分(2)　次の場所（別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあっては、ア（６の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。ア　２の項に定める構造の傾斜路及び６の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分イ　２の項に定める構造の傾斜路の傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）ウ　４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ１以上の主要な出入口等（屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。）又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後エ　６の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）オ　エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所(3)　２の項に定める構造の傾斜路、５の項に定める構造の廊下等及び６の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。(4) ８の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。(5)　エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。 |  |
|  | 16～17　（略） |  |  | 16～17　（略） |  |
|  |  |
| 　　２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） | 　　２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） |
| 　　３　道路に関する整備基準　（略） | 　　３　道路に関する整備基準　（略） |
| 　　４　公園に関する整備基準　（略） | 　　４　公園に関する整備基準　（略） |